

岩手協 業務部からのお知らせ

過重労働による健康障害を防ぐために

岩手県内における平成27年の休業4日以上死傷災害は平成21年以来、久し振りに対前年減少となりましたが、残念ながら、死亡災害については3件発生しております。

死亡災害の発生状況としては、「交通事故」によるものが2件、「過労死」によるものが1件となっております。

この内、「過労死」に関する問題は、「拘束時間が長い」、「深夜勤務がある」などトラック業界が直面している実態に起因し発生していることから、適切に対応して予防する必要があります。

「過労死」を予防するためには、脳・心臓疾患に結びつく動脈硬化等を生じさせないための「健康管理」と長時間労働を防ぐための「労働時間管理」が大変に重要となりますので、関連する基本的項目につきまして、今一度、ご確認をお願いいたします。

○「過労死」

心筋梗塞などの「心疾患」、脳梗塞などの「脳血管疾患」については、その発症の基礎となる血管病変等が、主に加齢、食生活、生活環境などの日常生活による諸要因や遺伝等による要因により徐々に憎悪して発症するものですが、業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症するものがあり、これらは「過労死」と呼ばれます。

○「対象疾病」

①脳血管疾患（脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症）

②虚血性心疾患等（心筋梗塞、狭心症、心停止、解離性大動脈瘤）

○「認定要件」

「業務による明らかな過重負荷」と「脳・心臓疾患」の発症です。そのための要件は、「異常な出来事」、「短期間の過重業務」、「長期間の過重業務」の3つです。

○「長時間の過重業務」

恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等をその自然経過を超えて著しく憎悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがあります。

このことから、発症との関連性において、業務の過重性を評価するに当たっては、発症前おおむね6か月間の就労実態等を考察し、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかという観点から判断します。

○「業務と発症の関連性が強いケース」

次の場合は業務と発症の関連が強いとされます。

①発症前おおむね100時間超の時間外・休日労働がある。

②2～6か月で1か月当たりおおむね80時間超の時間外・休日労働がある。

しかしながら、1か月あたりおおむね45時間を超えて時間外労働が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まると評価されていますので、上記に限らず時間外の削減に努める必要があります。

○「適正な労働時間の管理」

労働者個人毎の労働時間を正確に把握する必要があり、その基準として、『労働時間の把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準』が示されております。

その中で、単に1日何時間働いたかを把握するのではなく、労働日毎に始業時刻や就業時刻を使用者が確認し、これを基に何時間働いたかを把握・確定する必要があります。